



第2回 ネット販売業者における税務調査対策

ネット販売の市場規模の拡大や参入業数の増加により、近年、ネット販売事業者に対する税務調査が増えてきている。故意に脱税を意図していない場合であっても、経営を揺るがしかねない高額な追徴課税を支払わないといけなくなることも少なくない。そうならないためには、税務調査について理解し、事前に準備を行なうことが重要だ。今回の第2回は主に所得税の税務調査の傾向と対策について説明する。

税務調査について

「来週、税務調査に行きますから」と税務署から事前通知が来ると、何とも言いようのない不安に駆られる、という事業者は多い。税務調査となると、脱税行為をしているからということだけでなく、特に中小零細事業者の場合「何が適正な申告か？」ははっきりとは分からないという部分がどうしてもある。

税務調査においては、この言わば、納税者側、税務署側の双方にとってグレーな部分を税務署側は「黒ではないか」という主張を展開してくることも多い。税務調査を担当する税務職員はプロであり、様々な調査手法で問題点を指摘する。心理的なプレッシャーを受けた事業者が事実関係を正確に説明することが出来ないケースも多くある。

一般の税務調査の場合、税務署の調査官が調査を行う権限は質問検査権である。一般の税務調査は任意調査なので強制ではないが、実質はほぼ強制と考えて良い。税務調査の成り行きによっては個人事業者の場合でも反面調査、銀行調査を行う場合がある。

反面調査とは、仕入業者等の取引業者に対して照会を行う調査のことだ。銀行調査とは、不審な取引に係るお金の流れを確認するため、事業者本人の口座はもちろん、家族の預金、借入金の内容や貸金庫の有無などまでその範囲が及ぶ。

但し、原則として、銀行調査は納税者本人を調査した上で、その調査だけでは不十分である場合に限っており、客観的に金融機関を調査する必要がある場合に納税者

個人の承諾を得て調査が行われるべきものです。銀行には預金者の個人情報を守る契約上の義務がありますが、国税局や税務署長の発行した書類一枚で反故になってしまう。税務署は、全ての銀行取引をガラス張りにすることが出来ることも覚えておこう。

確定申告をしていないこと＝無申告について

ネット販売業者の税務調査では、無申告加算税を徴収されるケースが非常に多い。というのも、抱える在庫が多くなる為手元の資金が少なく、儲かっているという認識がなかったり、右肩上がりの業種で業務も多忙を極め記帳や確定申告にまで手が回らない業者も多いというのが実情の様である。

前回も述べた様に、税務署はネット販売業を重点調査対象業種と考えていると思われることから、極端に事業規模が小さく無い限り、現在無申告の方も近い将来必ず補足されると考えた方が良い。

追徴課税を避ける為には、記帳、決算及び税金の計算という3つの事務作業が必要だが、簿記や税金の知識のない事業者にとってこれらの事務作業は、とっつきにくく、かつ、非常に骨の折れるものである。

記帳や税金の専門家といえば税理士であるが、初回相談は無料であったりと“意外に”良心的で、予算や規模等に合わせて料金を提示してもらえるのが一般的である。現在無申告である方は、現状と課題を正しく把握する為にも専門家に相談されることをお勧めする。

“知らないと損をする”ことは税金の世界も同様に、専門家に相談するという少しの出費を惜しんだ結果、多額の節税のチャンスを逸したり、逆に多額の追徴課税をとられたりするといった残念なケースを筆者は多く目の当たりにしている。

税務調査において見られるポイント

ネット販売業における税務調査において見られるポイントとその対策について、以下、「売上」、「原価」及び「経費」の項目ごとに解説していく。

【売上】

売上において見られるポイントは、“実現した全ての売上が漏れなく申告されているかどうか”である。ネット販売業者では、顧客の利便性から代金の振込口座を複数指定していることがあるが、そのうちの一つや二つの口座の売上について少しぐらいなら大丈夫と思ひ除外するケースがある。

しかし、売上の除外は、その名の通りペナルティの意味合いが非常に強い重加算税の対象となることを覚えていて欲しい。重加算税を課せられた場合、

“本来はらうべき税金” + “本来はらうべき税金×35～40%の高額の重加算税” + “延滞税” …

のトリプルパンチとなる。売上は漏らさず申告するということは鉄則と肝に銘じておこう。

【原価】

原価について見られるポイントは、実現した売上に対応する原価のみが計上されているか、架空の原価が含まれていないかどうかである。前者については、ネット販売業を含む商品販売業における重要な経営のキーポイントである為、疎かにする事業者は少ないと思われるが、後者についてはその実在性を証明する証憑資料（発注書、納品書、請求書、領収書等）をきちんと保存していない事業者も少なからず見受けられる。実在性の証明責任は第一義的に納税者にあるので注意が必要だ。

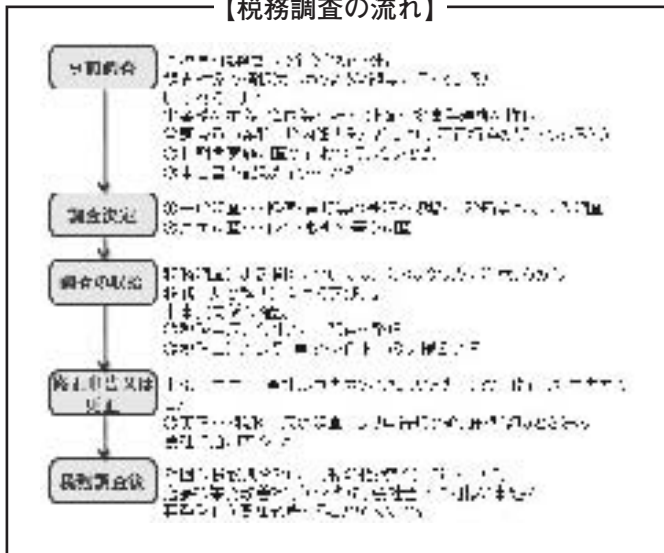
【経費】

経費は、給与と給与以外の経費で見られるポイントが異なる。まず前者について見られるポイントは、支払ったお給料に対する源泉徴収事務が適正に履行されているかどうかである。従業員にお給料を支払う場合は、給料の支払い時に所定の方法により計算した所得税を控除（＝これを源泉徴収という）し、原則翌月10日までに税務署に納付する義務がある。

小規模の業者の場合、ちょっと知り合いに手伝ってもらっている程度のところでは、この源泉徴収義務が正しく履行できていないことが多い。次に後者についてみられるポイント主に前述の原価で述べた実在性と業務関連性である。業務関連性とは、支出した経費がその行う事業に直接的又は間接的にどの程度関係があるかということであるが、この問題は多分にグレーゾーンで、主に接待交際費等に関して指摘を受けることが多い。

税務調査官はある意味、疑うことが仕事でもあるので、

【税務調査の流れ】



事業に関係の無いプライベートな飲食、遊興の支払いが経費に混ざっているのではないか、という考えを持って調査を行っている。先にも述べたように、証明責任は第一義的に納税者にあるので、要らぬ嫌疑をかけられない為にも、領収書に“誰と”“どういった目的で接待したか”という点をメモしておくことが重要である。

税務調査は忘れた頃にやってくるもので、そのころには2年も3年も前のことなど忘れてしまっているのが普通である。こういった日々の小さな積み重ねが、税務調査では生きてくるのである。



次回の税務調査事前対策は、無申告業者にとって「最も怖～い“消費税”の仕組みと税務調査対策」について解説する。今回述べたのは主に所得税についてであり、所得税では“本来払うべき税額” + “追徴課税”という形だが、消費税では…。

著者プロフィール



加地宏行(かじ・ひろゆき)

税理士。税務署・国税局・国税庁に約20年勤務した経験から、現在、税務調査としての実績は多岐に渡る。また、税務調査での情報発信を広げていく上で、『税務調査ネット』のホームページを2008年に立ち上げ、様々な業種から反響を呼んでいる。

現在、加地グループの代表として税理士事務所・行政書士事務所等を運営する他、大阪商業大学などでも講師をしており、幅広い分野において活躍している。